星槎大学学長 山脇 直司

特措法に基づく神奈川県実施方針に対する本学の対応について(重要なお知らせ)

本学では、神奈川県に大学施設を有することから、新型コロナ感染症の感染拡大を防止するため、 大学としての「新型コロナ感染症危機管理レベル」を「2」に引き上げ、 4月9日から大学施設 への入館制限並びに大学業務の一部を停止いたしました。

今般、4月10日に神奈川県から発出された「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を踏まえ、本学の危機管理レベルに基づいた対応を継続していくことといたします。

<基本的姿勢>

神奈川県の施設使用停止要請の趣旨を踏まえて、新型コロナ感染症拡大を防止するため、3つの密(密閉・密集・密接)を避けるべく、大学施設においては以下の2点を本学の基本的姿勢とすることを改めて確認する。

- ① スクーリングについては、対面授業は中止するが、学びの機会を維持継続するため、全面的に オンライン授業を行うこととし、学生は自宅受講とする。
- ② 神奈川県内の大学施設における業務は、重要かつ緊急性のあるものを除き、原則としてテレワークとし、事務機能を維持する。
- ※「大学施設への入館制限」及び「大学業務の一部停止」については、本学ホームページ「4月8日付け」のお知らせをご覧頂ければ幸いです。

大変ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上